

アクアクララ生協ひろしま 利用規約

アクアクララ生協ひろしま（以下「弊社」といいます。）とおお客様とは、弊社の扱う清涼飲料水アクアクララ（以下アクアクララといいます。）及びその他の商品（以下、総称して「本商品」といいます。）の購入、ウォーターサーバー（以下「サーバー」といいます。）のレンタル及びレンタルに伴うあんしんサポート料、メンテナンスなどの利用につき次の通り契約いたします。

第1条 本契約の目的及び成立

1. 本契約は、お客様による継続的な本商品の購入及びサービスの利用の方法などを規定するものです。
2. お客様が本契約を理解した上で、弊社がこれに定める方法により弊社に本商品の購入又はサービスの利用等の申し込みをし、弊社がこれに承諾したときに本契約は成立します。
3. 本契約を締結したお客様は、弊社の定める価格で本商品の購入及びサービスの利用をすることができます。

第2条 届出事項の変更

1. 弊社に届け出たお客様の住所・氏名に変更が生じた場合、お客様は、遅滞なく弊社に対し所定の届出用紙により変更事項を届け出るものとします。
但し、弊社が適当と認めた場合には、弊社への電話での連絡により届け出ることもできます。
2. 前項の届出がないために、弊社からお客様への通知又は送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべき時にお客様に到着したものとみなします。但し、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情がある場合は除きます。

第3条 代金及びその支払い

1. 本商品の購入価格は別紙価格表に記載されている金額とします。なお、消費税法の改正にともない消費税率が変更された場合、弊社は、お客様へ通知することなく、税率改定実施日以降に納品する本商品の税込価格を変更できるものとします。
2. サーバーのあんしんサポート料は月単位で課金され、お客様が本契約の解約に伴い月の途中でサーバーを弊社に返還した場合であってもお客様は1ヶ月分のあんしんサポート料を支払うものとします。
3. お客様は、本契約に特別の定めのある場合を除き、当月中に引渡を受けた本商品、当月中のサーバーのレンタルに関するあんしんサポート料その他発生した代金を弊社に支払うものとします。支払い時期その他のお支払い条件は、弊社が別途指定するものとします。
4. お客様の弊社に対する購入代金、あんしんサポート料、その他の代金の支払いは、ご登録の金融機関口座振替となります。
5. お客様ご登録の金融機関が、何らかの理由により利用できない状態（弊社より請求できない状態）となった場合、翌月請求額に加算請求をし、口座振替とします。振替できなかった場合、弊社はお客様に対し電話もしくは文書等で催告いたします。その際は、弊社の指定する支払方法に変更し、直ちに請求代金を支払うこととなります。
6. お客様によるお支払いが確認できなかった場合は、本商品のお客様に対する配達を中止いたします。また、サーバーを回収する場合があります。
7. 弊社がお客様に既に納品した本商品の購入代金が、初回請求時から2ヶ月連続で振替不能且つ催告し

たにも関わらず支払い期日までに入金確認ができない場合は、翌日から年率 12%の割合による遅延損害金を請求させていただく場合があります。

第4条 督促にかかわる費用、紛争を生じた場合の費用負担

1. 弊社からの催告にもかかわらずお客様による代金の支払いがなされない場合、弊社の督促に要した交通費、通信費その他の実費は、お客様に請求させていただく場合があります。
2. 代金不払いその他のお客様の債務不履行によって紛争が生じた場合、弊社がその解決のために要した弁護士費用その他実費は、お客様の負担となります。

第5条 本商品の配達

1. 本商品の配達及びアクアクララ水の入っていない空のボトル（以下「空ボトル」といいます。）の回収は、お客様のご指定の場所で行います。配達と回収は同一の場所で行います。尚、空ボトル回収時に、お客様はキャップを空ボトルに装填しておくものとします。また、お客様から空ボトルの返却がない場合、弊社はお客様に対して本商品の配達を中止する場合があります。
2. アクアクララ水入りボトル（以下、「ボトル」といいます。）の配達については、登録制とし、1回につき規定数以上のご注文から承ります。配達頻度は、4週に1回（または毎週、隔週）の弊社が定める日とします。
なお、配達日は弊社の事情により変更される場合があります。配達日を変更する場合は、変更が実施される1ヶ月前までに文書をもって該当するお客様に通知します。
3. 配達時刻につきましては、弊社の配達コースで配達させていただきます。
お客様の希望の時刻に合わせての配達はいたし兼ねます。
4. その他、配達に関する詳細は別紙「配達コース表」によるものとします。

第6条 配達にかかわる料金

お客様のご注文により本商品を配達したにもかかわらず、お客様の都合でお客様が本商品を受け取ることが出来なかった場合、本商品の再配達について別途配達料金をお客様にご負担いただく場合があります。

第7条 注文受付

1. お客様によるお問い合わせは、毎週月曜日から金曜までの9:30から17:30までの間とします。
2. 登録したボトル本数に変更がある場合は電話にて受け付けます。ボトル本数の変更締め切りは配達日前日の12時までとします。
3. サーバーの修理、交換等のサービスの内容により、弊社による対応に時間がかかる場合があります。

第8条 メンテナンス契約

1. 弊社又は弊社の委託を受けた者は、弊社が指定しあらかじめ通知する日時に、お客様がご利用中のサーバーをメンテナンスいたします。
(スリム・スリムS・ファブは2年)
2. 前項に定められたメンテナンスにかかわる料金は、毎月のおんしんサポート料に含まれています。
3. お客様が約定されたメンテナンス期日前に本契約を解約された場合、弊社はおんしんサポート料に含まれていたメンテナンス料金をお客様に返金いたしません。

4. お客様の責に帰すべき事由により、本条1で定めたメンテナンスを行うことができなかった場合、弊社は、サーバーの欠陥に起因するお客様の損害については責任を負いません。当該欠陥が弊社による通常のメンテナンスによっては修繕不可能であることをお客様が証明した場合はこの限りではありません。また、メンテナンスを行うことができなかった場合、安全・衛生面の保証ができなくなり、やむなく、ボトルの配達を停止する場合があります。

第9条 規約の変更、承認

弊社が本契約の内容の変更について書面をもってお客様に通知した後、お客様が何の異議を申し立てずに本商品を注文した時は、弊社はお客様がその変更事項又新しい契約を承認したものとみなします。

第10条 禁止事項

お客様は次の行為をすることができません。

- (1) 本商品又は本商品の商標を使用した営業活動。
- (2) 営業を目的とした本商品又は本商品の商標の使用及びその準備行為。
- (3) 他のお客様、第三者もしくは弊社の著作権又はその他の権利を侵害する行為、及びその恐れがある行為。
- (4) 他のお客様、第三者もしくは弊社の財産又はプライバシーを侵害する行為、及びその恐れのある行為。
- (5) 上記(3)及び(4)の他、他のお客様、第三者もしくは弊社及び弊社の業務を委託した者に不利益又は損害を与える行為、及びそれらを与える恐れのある行為。

第11条 所有権等の帰属

1. 弊社がお客様に販売した本商品の所有権はお客様に帰属するものとします。
2. 弊社がお客様に貸与した空ボトル及びサーバー等の所有権は弊社に帰属するものとします。
3. 以下の権利はアクアクララ社に帰属するものとします。
 - (1) 本商品及び弊社又はアクアクララ社が会員に配布する宣伝物・印刷物に関する商標権その他の知的財産権。
 - (2) 本商品及び弊社又はアクアクララ社が会員に配布する宣伝物・印刷物に付随する技術及びノウハウ全般。

第12条 契約期間・期限の利益の喪失・退会等

1. 本契約に基づく契約期間は1年です。その後は1年毎に自動更新されます。
2. お客様が本契約を解除しようとするとき1ヶ月前までに電話をもって弊社に通知するものとします。
3. お客様がサーバー設置日から1年間を経過しない間に本契約を解除した場合は退会時撤去費用として6,600円(税込)をお支払いいただきます。
4. ご利用料金について、解約する該当月の引落日にお客様の所定金融機関口座から引き落としさせていただきます。ご精算させていただきます。
5. 本契約の有効期間中に生じたお客様の債務については、本契約終了後もお客様はその履行の責任を負うものとします。
6. 弊社は、お客様が次の各号のいずれかの事由に該当した場合、何らかの催告をすることなく本

契約を解除できるものとします。

- (1) 本契約申し込みの際し、氏名、住所等、お客様の特定、信用状況の判断に係わる事実について虚偽の申告をした場合。
 - (2) 本契約上の義務に違反した場合。
 - (3) 本契約に基づく購入代金等弊社に対する債務の履行を怠った場合。
 - (4) お客様の信用状況が悪化した場合。
 - (5) 弊社の名誉を毀損したり、故意または過失により弊社の業務を委託する物の業務を妨害した場合。
 - (6) 他のお客様に迷惑となる行為があった場合。
 - (7) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分を受け又はこれらの申立、処分、通知を受くべき事由を生じた場合。
 - (8) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、関係者、その他の反社会勢力（以下暴力団等）である場合、もしくは暴力団等であった場合、又はことさら自身が暴力団などである旨を伝え、もしくは関係団体・関係者が暴力団等である旨を伝える等した場合。
 - (9) 自ら又は第三者を利用して、弊社又はアクアクララ社に対して、詐術、暴力的行為もしくは脅迫的言辞を用いるなどした場合。
7. お客様が、サーバーのレンタルを除き、継続して3ヶ月以上、弊社に対し本商品の購入の注文をしない場合、弊社は、お客様に対し、14日以上の予告期間を置いて本契約を解除できるものとします。
8. お客様が前項の債務を支払う場合には、弊社指定の口座に送金して支払うものとします。但し、送金手数料はお客様の負担とします。
9. 解除その他理由の如何を問わず本契約が終了した場合、お客様は、弊社より借り受けたサーバーを直ちに弊社に返還するものとします。この場合、弊社の費用負担においてお客様の設置場所からサーバーの回収を行うものとしますが、当該サーバーが、弊社の指定する地域以外の場所にある場合、お客様が弊社に届けた設置場所以外の場所にある場合、又はその他回収が困難な場所にある場合は、回収に要する費用はお客様が負担するものとします。

第13条 免責

次の各号のいずれかの事由が発生し、弊社がお客様に対して債務を履行できないときは、弊社はお客様に対してその責を免れるとともに、本契約の全部または一部を解除できるものとします。

- (1) 天災・地変等の災害をこうむったとき。
- (2) 法令の制定、改廃、行政指導のあったとき。
- (3) 本事業の運営が困難な重大な事由があったとき。
- (4) その他前号と同等の事由があったとき。

第14条 損害賠償

1. ご利用案内に定めた使用方法以外の方法で使用したことによりお客様に損害が生じた場合、弊社及び弊社代理店は、お客様に対していかなる責任も負いません。
2. お客様が、故意又は弊社が定める使用方法に従わなかったことなどの過失により、サーバーそ

の他弊社の所有に帰する物を破損又は紛失した場合には、お客様が弊社に対して時価相当分の賠償をしていただくことがあります。

3. お客様が空ボトルを破損又は紛失した場合には、空ボトル代金として 1 本 1,650 円（税込）を賠償していただきます。
4. お客様がサーバーを破損又は紛失した場合には、サーバー代金として 22,000 円（税込）を賠償していただきます。尚、補修によりサーバーが正常に使用できる状態となった場合には、お客様には補修に要した実費相当額を賠償していただきます。

クーリングオフ制度について

当社ではお客様に安心してご契約いただけますよう「クーリングオフ制度」を設けております。ご契約者は以下の方法に従い「クーリングオフ」のお申し出を行うことにより、お申し込みの撤回・解約を行うことができます。

手続き期間

お客様がこの書面を受け取った日から 8 日以内

ただし、弊社が本契約の申し込みの撤回又は契約の解除に関する事項につき不実を告げる行為をしたことにより、お申込者（ご契約者）が誤認をし、又は弊社が本契約の申し込み撤回又は契約の解除を妨げるため威迫したことによりお申込者（ご契約者）が困惑し、これによってこの書面を受け取った日から 8 日以内に申し込み撤回又は契約の解除を行わなかった場合には、改めて弊社が申し込みの撤回又は契約の解除を行うことができる旨記載した書面（以下「当該書面」といいます。）をお申込者（ご契約者）に交付し、お申込者（ご契約者）が当該書面を受け取ってから 8 日以内は、申し込みの撤回又は契約の解除ができます。

手続き方法

上記期間内（8 日以内の消印有効）に弊社あてに書面にて次の事項を記載し押印の上、ご通知ください。

- ・お申込者（ご契約者）が本申込（契約）をクーリングオフする旨
- ・お申込者（ご契約者）の郵便番号・住所・電話番号
- ・お申込者（ご契約者）の氏名
- ・お申込み解除の理由（よろしければご記入ください）

弊社が上記書面を受領した後、改めて商品の引き取り日時をご連絡いたします。

ご返金について

クーリングオフされた場合には、既に払込いただいた代金は、速やかにお申込者（ご契約者）にお返しし、商品の引き取り費用は弊社で負担いたします。また、弊社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。